

地方消費税率の引上げ分に係る用途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成27年度東庄町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 108,031千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 538,997千円

(社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費)

【単位:千円】

区分	経費	財源内訳			
		特定財源		一般財源	
		国・県支出金	その他		消費税交付金 (社会保障財源化分)
社会福祉 (障がい者、児童等)	610,691	399,059	53,430	158,202	31,708
社会保険 (国保、介護保険等)	431,522	97,087		334,435	67,031
保健衛生 (予防接種、医療費助成等)	50,293	2,918	1,015	46,360	9,292
歳出合計	1,092,506	499,064	54,445	538,997	108,031

※各事業の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各事業費の一般財源額で按分